

平成 22 年第 7 回にかほ市議会臨時会会議録（第 1 号）

1、平成 22 年 11 月 25 日第 7 回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐 々 木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐 々 木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番	池 田 好 隆	18 番	佐 藤 元
19 番	齋 藤 修 市	20 番	佐 藤 文 昭

1、本日の出席議員（ 19 名 ）

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐 々 木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐 々 木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	17 番	池 田 好 隆
18 番	佐 藤 元	19 番	齋 藤 修 市
20 番	佐 藤 文 昭		

1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

16 番 加 藤 照 美

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 細 矢 宗 良 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之
副 主 幹 佐 々 木 孝 人

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	齋 藤 隆 一
市民福祉部長	木 内 利 雄	産 業 建 設 部 長	佐 藤 家 一
教 育 次 長	佐 藤 知 公	ガ ス 水 道 局 長	阿 部 誠 一
消 防 長	下 居 和 夫	会 計 管 理 者	森 鉄 也
総務部総務課長	阿 部 均	企 画 情 報 課 長	齋 藤 均
財 政 課 長	須 藤 金 悦	生 活 環 境 課 長	須 藤 正 彦
教育委員会総務課長	長 谷 山 良	ガ ス 水 道 局 管 理 課 長	佐 藤 勉

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第 1 号

平成 22 年 11 月 25 日（木曜日）午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 80 号 教育委員会委員の任命について
- 第 4 議案第 81 号 にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 82 号 にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第 83 号 にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 84 号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 85 号 にかほ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 86 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 10 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第 1 号に同じ

午前 10 時 00 分 開 会

議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員は 19 人です。本日は、加藤照美議員から欠席届が提出

されております。定足数に達しておりますので、会議は成立します。ただいまから平成 22 年第 7 回にかほ市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づく出席者は、お手元に配布のとおりです。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 79 条の規定によって、9 番佐々木正明議員、10 番小川正文議員を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。佐藤元議会運営委員長。

【議会運営委員長（18 番佐藤元君）登壇】

議会運営委員長（佐藤元君） それでは私のほうから、去る 11 月 18 日に開かれました議会運営委員会の報告をいたします。

議案は 7 件であります。議案第 80 号は人事案件です。採決方法は、無記名の投票ということで確認しております。議案第 81 号、82 号、83 号の 3 件は同一趣旨です。当局には、数値的な案件が多いので資料の提出をお願いしております。

このような観点から、本日の臨時会の会期日程は 11 月 25 日、きょう 1 日限りとしたいと思しますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。以上です。

議長（佐藤文昭君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日 1 日間に決定しました。

日程第 3、議案第 80 号教育委員会委員の任命についてから日程第 9、議案第 86 号工事請負変更契約の締結についてまで計 7 件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局からの提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。臨時会への御参集、本当にありがとうございます。

それでは、臨時会に提出しております議案の要旨について御説明を申し上げます。

議案第 80 号教育委員会委員の任命についてでございます。任期満了に伴う、にかほ市教育委員会委員の候補者に引き続き佐々木郁子氏を任命いたしたく、議会の同意を求めます。なお履歴を添付しておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第 81 号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する

条例制定でございます。国及び県に準じて特別職及び一般職の職員の期末勤勉手当を改定することにかんがみ、市議会議員の期末手当の額を6月の支給額については0.075ヵ月分、12月の支給月については0.1ヵ月分引き下げることをお願いするものであります。

議案第82号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定でございます。議案第81号と同様に市長及び副市長の期末手当について、6月分の支給額については0.075ヵ月分、12月の支給額については0.1ヵ月分引き下げするものであります。

議案第83号にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定でございます。議案第81号及び議案第82号と同様に教育長の期末手当について、6月の支給額については0.075ヵ月分、12月の支給額については0.1ヵ月分引き下げするものであります。

議案第84号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定でございます。議案第81号及び議案第82号並びに議案第83号と同様に、6月及び12月に支給する一般職の職員の期末勤勉手当について、あわせて0.2ヵ月分引き下げするものであります。また、給料表の引き下げ改定と、55歳を超える職員に係る減額支給措置をあわせて実施するものであります。

議案第85号にかほ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定でございます。雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改定を行うものであります。職員が短期間で退職した場合、退職手当の金額が雇用保険法の失業保険の額に比べて少額であり、かつ失業している場合では、差額分について公共職業安定所を通じて支給される制度であります。このようなケースは、ほとんど発生することはありませんが、この制度を失業者の退職手当という名称で企業職員の給与に関する条例で規定しております。今回の雇用保険法が改正されましたので、退職手当に関する所要の規定を改正するものであります。なお一般職については、総合事務組合の条例が改正済みであります。

議案第86号工事請負変更契約の締結についてでございます。にかほ市地域情報通信基盤整備工事において工事の内容に変更が生じたため、それに伴い工事請負額が変更となりますので、変更契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

以上、議案の要旨について御説明申し上げましたが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただき可決決定くださるようお願いを申し上げます。以上であります。

議長（佐藤文昭君） これから担当部長から主な項目について補足説明を行います。

議案第80号について、教育次長。

教育次長（佐藤知公君） 特に補足説明することはありません。

議長（佐藤文昭君） 次に、議案第81号から議案第84号について、総務部長。

総務部長（齋藤隆一君） 議案第81号から議案第84号についての補足説明をいたします。

人事院は、厳しい経済雇用情勢が民間の給与に反映されていることを受けまして、公務員と民間の給与を比較した場合、月例給、期末手当等のいずれも公務員給与が民間給与を上回っていることから、月例給については給料表の引き下げ改定を行うとともに、民間との給与格差が拡大している傾向にある55歳を超える職員の給料月額を支給額を一定率で、当分の間、減額することとしたこと

るでございます。また、期末勤勉手当についても年間で0.2ヵ月分引き下げ、年間支給率を3.95ヵ月とする勧告を行ったところでございます。

秋田県人事委員会においても人事院勧告に準じた勧告が行われたところでございますが、期末勤勉手当については年間支給率を3.9ヵ月とするなど、勧告の内容に一部違った内容の勧告がなされております。

にかほ市といたしましても、国の人事院や県の人事委員会の勧告の内容、それを受けた国や県、さらには県内の他の市町村の動向、また本市における依然厳しい経済雇用情勢や民間水準との整合性を考慮した場合、同様の措置を講ずる必要があると判断をしたところでございます。

引き下げの率などにつきましては、国の人事院勧告よりも秋田県人事委員会の勧告のほうが地域の民間給与の実情をより適切に職員の給与に反映できると判断をいたしまして、秋田県人事委員会の勧告に準じて職員の給料表の減額改定及び期末勤勉手当の支給月数の改定、並びに特別職と市議会議員の期末手当の支給月数を改定するものでございます。

改正内容について説明をいたします。議案第81号、82号、83号につきましては、市議会議員と特別職並びに教育長へ支給する6月の期末手当1.45ヵ月を0.075ヵ月分引き下げし、1.375ヵ月の支給とするものであります。また、12月の期末手当は1.65ヵ月を0.1ヵ月分引き下げし、1.55ヵ月の支給とするものであります。これによりまして、年間の支給率は0.175ヵ月分の引き下げとなります。それぞれの改定による減額については説明資料を御覧ください。議長は5万5,143円の減額、副議長は4万7,093円の減額、市議会議員1人当たりでは4万4,275円の減額、全体では89万9,186円の減額となります。同じく特別職の年間における減額は、市長は14万7,919円の減額、副市長は11万3,304円の減額、教育長は10万1,028円の減額で、特別職の年間合計額では36万2,251円の減額となります。

なお、議案第81号、82号、83号とも附則に1項を加えまして、平成22年12月に支給する期末手当については「100分の155」を「100分の147.5」に読みかえることとしておりますが、これは平成22年度の年間総支給月数を県と同じく2.925ヵ月にするための特例措置として改正するものでございます。

続きまして、議案第84号について説明いたします。9ページをお開きください。第1条につきましては、期末勤勉手当について6月の期末手当1.25ヵ月を0.05ヵ月分引き下げ、1.2ヵ月の支給とするものでございます。また、12月の期末手当1.5ヵ月を0.15ヵ月分引き下げし、1.35ヵ月の支給とするものでございます。これによりまして、6月、12月の期末手当は0.2ヵ月分の引き下げとなり、年間の期末勤勉手当総支給率は県の勧告と同じく3.9ヵ月となるものでございます。また、現在にかほ市にはありませんが、再任用職員について、6月に支給する期末手当を0.025ヵ月分引き上げ0.625ヵ月に、12月に支給する期末手当を0.075ヵ月分引き下げ0.775ヵ月に、同じく6月と12月の勤勉手当を0.025ヵ月分引き下げ0.325ヵ月とするものであります。

次に、附則第16項の追加でございますが、市議会議員並びに特別職と同様に一般職員につきましても平成22年度の期末勤勉手当年間総支給月数を県と同じく3.9ヵ月にするため、平成22年12月に支給する期末手当の特例措置として「100分の135」を「100分の130」に読みかえるものでご

ざいます。

第 17 項の追加は、医療職給料表の適用を受ける職員を除いて別表第 1、一般行政職(1)の 6 級以上の職員と別表第 4、一般行政職(2)の 4 級以上の職員で、かつ 55 歳を超える職員の給料月額並びに期末勤勉手当等の額を一定率で、当分の間 1%減額するものでございます。給料表の改定につきましては、医師に適用される給料表は据え置きとし、中高年層職員を対象に平均 0.1%の引き下げ改定となっております。今回の改定に伴う減額につきましては、資料にありますとおり一般職の職員の給料月額については平均 0.1%の引き下げとなり、職員 1 人当たりでは月平均 485 円の減額、職員全体では月額 16 万 7,796 円の減額となります。また、期末勤勉手当については年間合計で約 2,372 万 3,000 円の減額となります。

参考までに、本市職員の平均年齢 40 歳で主査、配偶者及び子供 2 人の場合、今年度で 7 万 1,210 円の減額となります。

22 ページをお開きください。第 2 条につきましては補償給についての改正でございます。平成 18 年 4 月 1 日に職員の給料を平均 4.8%引き下げる内容の給料表改正を行いました。その際、引き下げ前に受けていた給料月額との差額については、補償給として差額分を支給することを附則で定めております。今回の改正では、附則第 7 項の表に載っていない号給の場合には 100 分の 99.59 に、表に載っている号給の場合については 100 分の 99.83 をそれぞれ乗じて得た額との差額を支給することに改正するものでございます。なお、字句の訂正としまして「号級」を「号給」に改正するものでございます。

次に、附則について説明をいたします。附則第 1 項では、今回の改正条例を平成 22 年 12 月 1 日から施行することとしておりますが、4 月から 11 月分までの 8 ヶ月分の民間給与との格差を解消する必要があることから第 2 項を規定いたしまして、平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置としまして、月例給及び一時金の減額調整を行うこととしております。

2 項第 1 号項では、減額改定の対象となる職員について、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当の月額の合計に 100 分の 0.33 を乗じ、さらに 4 月から 11 月までの 8 ヶ月を乗じて得た額を 12 月の期末手当から減額するものでございます。

第 2 項第 2 号では、平成 22 年 6 月に支給した期末勤勉手当についても同様の減額調整を行うものでございます。

附則第 3 項につきましては、給与条例附則第 17 条の規定による 55 歳に達した特定職員の給料等の 1%減額に関しまして、平成 22 年 4 月 1 日前に既に 55 歳を超えている職員についての取り扱いを規定しているものでございます。

附則第 4 項、第 5 項につきましては、給与条例附則第 17 項の規定により給与が減じられて支給される職員に対して、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正し、読み替え整備をするものでございます。以上でございます。

議長（佐藤文昭君） 次に、議案第 85 号について、ガス水道局長。

ガス水道局長（阿部誠一君） それでは、26 ページをお願いします。議案第 85 号にかほ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、補足説明いたします。

今回の条例改正につきましては、雇用保険法の一部改正に伴い、本市におきましても同法を引用している該当条文の整備を行うものであります。条例の第 19 条第 5 項につきましては、これまで「同法第 38 条第 1 項の各号のいずれか」としておりましたが、今回「同法第 38 条第 1 項に規定する短期雇用特例被保険者」に改めるものでございます。雇用保険法第 38 条第 1 項につきましては、特例一時金の支給対象とされる短期雇用特例被保険者の対象範囲を定めているものであります。法改正前は季節的に雇用される者または短期雇用者が対象となり、次の各号のいずれかに該当する者という規定と、それを受ける同項各号の規定により定義されておりました。今回の法改正では季節的に雇用される者に限定され、被保険者であって季節的に雇用される者のうち、4 ヶ月以内の期間を定めて雇用される者、また、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であって、厚生労働大臣の定める時間数未満であるもののいずれにも該当しない者という定義となっております。なお、雇用保険法の一部を改正する法律が平成 22 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されていることから、附則により、この条例は公布の日から施行し、22 年 4 月 1 日から適用するとしておりますが、ガス水道局におきましては現在及び過去においても、この条文に該当するような季節的雇用者はおりませんので、このことを申し添えまして議案第 85 号の補足説明といたします。

議長（佐藤文昭君） 次に、議案第 86 号について、総務部長。

総務部長（齋藤隆一君） 議案第 86 号工事請負変更契約の締結についての補足説明をいたします。

当初の設計では、光ケーブルの敷設は景観保護等の観点から、既設の N T T 地下管路に沿って新たに地下管路を新設して埋設対応する部分と、東北電力柱や自営柱などを使って各ケーブルを敷設する部分と 2 つの部分からなる設計となっていたのでございますが、今年の 8 月に、これまでは認められていなかった既設の地下管路の共同収用、これが N T T 東日本の相互接続ルールの見直しによって可能となりました。許可があれば、N T T が敷設している既設の地下管路が使える共同利用できるということでございます。N T T 東日本は工事の受注業者でもありますので協議を行いましたところ、既設地下管路への共同利用や架空ルートから地下埋設ルートへの変更は作業効率の面、費用の面から大きなメリットがあることがわかりました。具体的には、N T T の既設地下管路を共同利用することによって地下管路新設工事が約 540 メートルの減となります。架空ルートから N T T 既設地下管路の共同利用へ変更することによって、架空ルート約 8 キロメートル、自営柱約 90 本程度の減となるほか、工事費用も安価に抑えることができます。これらのことからケーブル敷設に係る必要材料等の数量が大幅に減少し、さらにはこれらに係る各種諸経費の減少も反映されまして、大幅な減額変更契約になったものでございます。以上でございます。

議長（佐藤文昭君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑には自己の思いや意見を入れないようにしてください。なお、発言は自席で行ってください。

始めに、議案第 80 号教育委員会委員の任命についての質疑を行います。2 番鈴木敏男議員。

2 番（鈴木敏男君） 80 号について、いささかお尋ね申し上げますけれども、本件についての提案理由は先ほど説明がございました。ただ、この委員については今後 4 年間を託すという重要な、こういう任務を課すわけでございますし、そういった点では当局のほうでもこの方がふさわしいと

いうことで十分検討されたんだというふうに推察いたします。が、この方については、自分のこの知った限りにおいては体調がいささか不安だというようなことも聞いてございますし、さらには現在、この方、委員なわけですが、委員としてこういう行動を取っていいのかなというような、こういうこともちょっと耳に挟んでございますので、この辺についても十分検討されておったのか確認をさせていただきます。

議長（佐藤文昭君） 暫時休憩します。

午前 10 時 32 分 休 憩

午前 10 時 33 分 再 開

議長（佐藤文昭君） 再開します。

答弁、教育次長。

教育次長（佐藤知公君） 佐々木郁子委員に関しましては、実績等もあります。それから会議での積極的な活動もあります。そういうことでもって再任ということをしたと思っておりました。以上で、鈴木議員がおっしゃるようなことは決してないと思っております。

議長（佐藤文昭君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第 80 号に対する質疑を終わります。

次に、議案第 81 号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてから議案第 83 号にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの質疑を行います。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第 81 号から議案第 83 号までの質疑を終わります。

次に、議案第 84 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので順次発言を許します。12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 84 号について質問します。4 項目挙げておりますけれども、1 の件については協議がなされたと思うんですが — 職員組合との協議、それからその結果、あるいは協議の内容と言えばいいんですか、どういうふうになっているかお知らせ願いたいと。

それから 2 番目、これはモデルがこの資料の中に部長級あるいは主査級、主任というふうな 3 つあるので、恐らくこれでいいのだと思いますので、それでよかったら答弁は省略しても結構です。

三つ目の退職者、これも見方によっては部長級に近いのかなと思うんですが、これについては本年度退職するという予定の方の提供、これについてはその資料とちょっとずれるかと思っておりますので、

答弁をお願いします。

それから4番目、これも資料あるんですが、給与減額は何年から続いているかというのですが、この表では平成18年度から挙げていますが、この表にない、もっとさかのぼるのがあるのではないかと思いますので、その点についてはお尋ねします。累積の影響についても、もっと大分前からだなと思いますので、その累積の試算等もあればお尋ねをします。モデルは簡単なモデルで結構です。それから感想などありませんでしたけれども、職員組合との協議との関連もあって年々こういうふうにして下げられているという現状は、勧める側としてもちょっと大変なんじゃないかということもありますので、こういう条例を出さなければいけなくなっていることについての考え等ありましたらお聞きします。以上です。

議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

総務部長（齋藤隆一君） お答えをいたします。1点目の職員組合との協議についてでございます。今回の条例改正に当たりましては、職員組合との協議は労働協約に基づきまして、平成22年11月9日及び11月15日の2回にわたり組合執行部と協議をしております。国や県、県内自治体の動向などを踏まえまして、あるいは依然厳しい経済情勢を見た場合に月例給及び期末勤勉手当を引き下げることがやむを得ないとして、今回の改正内容について理解を求めたところでございます。職員組合からは理解をいただいたと考えております。

それから2点目の各モデルでの影響でございますが、これは資料の4番、今回の給料改定による影響例ということで御理解をいただきたいと思っております。

3点目の本年度退職者への影響でございます。退職金は、退職日の基本給に退職理由や勤続年数で定められた支給率を乗じて算出されます。今回の改正に伴いまして、55歳以上の職員のうち月例給が1%減額される者が出ることとなりますが、その者の支給される退職金について、総務省の見解としては基本給には1%減額を反映させないということとしております。これは、今回の特例措置が当分の間という暫定的な扱いのために、退職時期により大きな差が出てくれば不公平感が強いというぐあいに判断をしたためと考えられます。

それから4点目の、いつから減額が続いているかということでございますが、人事院勧告は大分前からあったわけでそれなりに増減はしていると思っておりますが、私どもが今お示しできると思っておりますか準備した影響については、お手元の資料にありますとおり平成19年からのものしか準備してございませんので、これ以前のものについては現在資料の準備がございません。

それから、今回の改正にあわせましては県の水準にあわせるという内容になっておりますが、県内各市町村の動向及び社会経済情勢を見た場合、致し方のないことかと感じております。いずれ景気が上向いて民間給与の状況が今よりも回復した場合には、増額の給与改定もあり得ることを期待したいというぐあいに思っております。以上でございます。

議長（佐藤文昭君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 最初の項の職員組合との協議ですが、引き下げはやむを得ないという形で提案をし、理解を求めた。で、理解をいただいたということですが、理解をいただいたその内容、あるいは交渉の経緯と言えはいいんですか、もう少し詳しく、「はい、そうですか」というふう

いったのか、あるいはその他のやりとりがいくつかあったのか、もうちょっと生のところを答弁願いたいと。

それから3番目、退職者への影響なんです、1%減は反映させないということは分かりましたが、手当の影響は当然出てくるわけですが、退職金そのものには直接はかかわっていかないというのは分かりますけれども、でも、この場合の1%減は触れないけれども、全体的な減額の影響は本当はないのかどうか、その辺のところちょっと分かりにくいので、基本給はそのままということだと思うんですが、一人一人条件違うわけですから一概には言いにくいかと思いますが、全く影響がないのかどうか。というのは、部長級58歳でマイナス12万7,000円ぐらいの影響があるということですから、退職者については、では金額としてはどうなるのかということについてお尋ねをしたいと思います。

あと、この何年から続いた — 準備がなければいいですけども、かなり前から、2000年代から小泉方針で減額しているということはあるんですが、機会がありましたら調べて、今回は結構です。

議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

総務部長（齋藤隆一君） 1点目の職員組合との交渉の状況でございます。当然のことながら職員組合としては、職員の生活の改善あるいは給与の上昇等を要求するのが当然、職員組合としての当然の活動でございます。それは十分に分かりますが、同時に市役所の職員、組合の組合員でもありますが、市役所の職員でもあります。職員、自分の周りにはいろんな市内の経済の状況もございますし、また、周りには現在緊急雇用等で雇用している、働いている人方もおるわけです。そのようなことを考えた場合にやむを得ないというぐあいに御理解をいただいたということでございます。

それから1%減額の問題ですが、当然に1%減額なるわけですからそれなりの影響はございます。ただ、退職金については今しばらくということで時期的な不公平感も出ることから、今回については退職金については影響を及ぼさないというぐあいに聞いております。以上でございます。

議長（佐藤文昭君） 次に、5番竹内賢議員。

5番（竹内賢君） 村上議員と重複することについては避けたいと思います。

そこで1点目です。県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告の概要というものがあるわけですが、10月の14日に出された。その内容を見ますと、月例給で民間給与39万5,617円、職員給与39万6,602円で、公民格差が985円というふうにして出されてあります。にかほ市の平均給与は、平成22年の1月1日で43.03歳で35万9,017円です。4月1日現在の平均給与額は出てませんでしたので、これについて伺います。

それから二つ目は、これは省きます。事務協議はされて、理解をされたと思うという話でした。

三つ目は、55歳以上を超える職員に対する給料月額を支給を一定割合を減ずるとありますが、特定職員というのは一般行政職、これは今年度の予算書を見まして対照しました。一般行政職1と消防職の6級と7級及び一般行政職2の4級というふうにしてあります。県の人事委員会の勧告では、これは県の給与表とは違うと思うんですけども、県は行政職5級以上が対象というふうにしてなっ

ております。そういうことで平成 22 年度の予算書にある 16 人が、これ減額対象になるのか。人数、これを確認をしたいと思います。当分の間ということの「当分」というのは、どういう意味か。それをどういうふうにして人事院、あるいは県の人事委員会が解釈をして下の方に下ろしたという、各自治体の方に下ろしているのかという、その辺について伺います。

それから一般行政職の、幾ら条例集を見ても一般行政職の 2 というのがちょっと見つからなかったんです。私見つけられないのかどうかですね。現在 1 人というふうにして予算書にありますが、どのような職種であるのかですね。そのほかのこの行政職 2 というのはまるっきりいないことになっているんですが、伺います。

それから再任用職員の場合、6 月期末手当が 0.25 ヲ月分引き上げとなっています。すべて引き下げの中で、この部分だけ引き上げされているというのはどういう理由なのかです。

あと 6 点目は省きます。

議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

総務部長（齋藤隆一君） お答えをいたします。1 点目の 4 月 1 日現在での平均給与額の御質問でございます。今回の条例改正に伴う補正予算は 12 月定例会に上程する予定でございますので、その際には給与費明細書を付する予定になっております。4 月 1 日現在ではありませんが最新の見込みということで申し上げますと、一般会計の平成 22 年 12 月 1 日現在で平均給与月額が 35 万 2,283 円で、平均年齢が 41.08 歳というぐあいになっております。

御質問の 3 点目でございます。今回の改正では 55 歳を超える職員に対する給料月額の支給を一定の率、要するに 1%減額するという内容になっておりますが、減額の対象となる職員、いわゆる特定職員は、一般行政職 1 及び消防職給料表の適用を受ける 6 級以上の職員及び一般行政職(2)の適用を受ける 4 級以上の職員となっています。平成 22 年度の予算書で申しますと、182 ページの(3)給料及び職員手当の状況、ウの級別職員数の表、上段の平成 22 年 1 月 1 日現在の人数を見ますと、一般行政職欄では 6 級 6 人、7 級 9 人、一般行政職(2)欄では 4 級で 1 人、合計 16 人となっておりますが、このうち 55 歳を超えている職員が減額の対象となります。このケースでは 16 人全員が 55 歳を超えているので減額の対象となりますが、平成 22 年 12 月 1 日現在で申し上げますと、一般行政職の 6 級が 14 人、7 級が 8 人、一般行政職(2)4 級が 1 人で、合計 23 人が今回の改正で減額の対象となります。

なお、県の人事委員会勧告では行政職 5 級以上が対象とのことですが、5 級相当職以下の職員及び医療職給料表(1)の適用職員を除く職員という表現になっておりますので、にかほ市と同じ 6 級以上の職員が対象となっております。

また、当分の間という意味でございますが、国の人事院勧告や県の人事委員会勧告は公務員の給与と民間給与を比較しまして格差を解消して、公務員の適正な給与を確保するために行われております。今後、景気が上昇して社会情勢がよい方向で変化していった場合には再び勧告がなされまして、本市においても本条例の改正が再び提案されるケースが想定されますが、それまでは — それまでの当分の間は 55 歳以上の職員の減額措置が続くと考えております。次の勧告がなされまして、にかほ市の給与条例等の改正が行われるまでというぐあいに考えております。

4 点目でございます。一般行政職(2)の給料表を適用している職員は、教育委員会に採用されている職員で、現在は秋田県から交流で採用された職員 2 名が適用となっております。

5 点目でございます。再任用職員の期末手当の改正は、6 月が「100 分の 60」から「100 分の 62.5」へ 0.025 ヲ月分引き上げとなっておりますが、12 月の期末手当が「100 分の 85」から「100 分の 77.5」へ 0.075 ヲ月引き下げとなっております、年間支給月の合計で 0.05 ヲ月の引き下げとなっております。国の人事院勧告並びに県の人事委員会勧告は、再任用職員についても一般職と均衡を考慮して改定することとしておりますので、本市におきましても県の人事委員会勧告に準じて支給月数を同じくしております。以上でございます。

議長（佐藤文昭君） 5 番竹内賢議員。

5 番（竹内賢君） 1 点目の関係でいきますと、いずれ 12 月 1 日現在でも 41.08 歳で 35 万 2,283 円ということになって、県の平均給与とは大きな隔たりがあるわけです。にかほ市の職員の場合はラスパイレス指数は確か 91.1% ぐらいというふうにしてなって、他の自治体と比べても少ないわけですけれども、そういうことが考慮をしたのか。その点について、この給与表の改定をするに当たって、そういう角度からも検討されたのか伺いたいと思います。

それから当分の間というのは、かなりあいまいなことになっていきます。ただ給与表の改定だけで、手当については「当分の間」という言葉はないわけですね。そういうことだとすれば、例えば県の調査というか、で、今年度の 12 月の期末手当の支給については支給するという企業が大きくふえたと、あるいは支給内容についても昨年と比べて高くなっていると、そういう調査結果が出ているわけです。そういうことについても当然検討したのかどうか伺いたいと思います。

議長（佐藤文昭君） 総務部長。

総務部長（齋藤隆一君） 給料表の改定に当たってラスパイレスの指数等を十分考慮したかということでございますが、去年までの給料改定では国の勧告と県の勧告が若干違っておりまして、にかほ市の場合は国の勧告のほうに従ってやってまいりました。それはラスパイレス指数が 一 竹内議員が申されましたようにラスパイレス指数が他の市町村よりもかなり低いということで、ある程度上げていかなければいけないということで国の勧告に従ってきたということがございます。今回、ラスパイレス指数についてほかの市町村と比較しましたけども、おかげさまで、にかほ市のラスパイレス指数、ちょうど中間ぐらいまで上がってまいりました。決して、ほかの市町村に比べまして低いという状況にはございません。したがって、ラスパイレス指数が低いので給与の改定を他の自治体よりも低く抑えるというようなことは、なかなか議会並びに市民の皆さんからも理解がいただけないというぐあいに判断して、今回、県の勧告に準じた改定を行ったものでございます。

それから 1%の当分の間でございますが、国の勧告、あるいは県の勧告にも当分の間とはいつまでというような規定はございません。したがって当分の間というのは、いわゆる国の人事院勧告ないしは県の人事委員会勧告で給与の環境は上向ってきたということで新たな勧告があるまでの間は、当分の間、現在のこのような減額が続くものだというぐあいに理解をしております。

議長（佐藤文昭君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第 84 号の質疑を終わります。

次に、議案第 85 号にかほ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第 85 号の質疑を終わります。

次に、議案第 86 号工事請負変更契約の締結についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので順次発言を許します。12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 先ほどの提案説明で大分わかりましたので、この二つ、ちょっと少し細くなるかもしれませんがお尋ねします。

見直しをして地下ケーブルを利用することができるようになったということですが、この見直しというのは、これは国の法律あるいは条例等のもによるのか、あるいは N T T 内部のものによるのか、そのことについてと、それからさっき延長距離ありました。548 キロメートルなどありましたけれども、これは地域別にどれだけの距離になって、合わせればどれだけかということなども分かたらお知らせ願いたいと思います。

議長（佐藤文昭君） 総務部長。

総務部長（齋藤隆一君） 今回の見直しにつきましては、国の法律とかというぐあいとは関係なくて N T T の内部のルールの見直しというぐあいに聞いております。

それから変更契約の金額その他のことですが、当初、光ケーブルの敷設計画で地下管路の新設区間としていた部分の既設地下管への借用への切り替え、それから架空ルートによるケーブルの敷設を計画した区域を既設地下管路を利用して共同収容することに計画変更したものでございますが、この変更契約で生じる金額といいますのは総額で 6,598 万 8,300 円の減額となりますけれども、御質問の減額の主な内訳でございますが、管路新設工事から既設地下管路への変更で管路新設工程約 540 メートルの減となりまして、工事費用が当初計画額の 2,550 万円から 110 万円になると見込まれまして、2,440 万円の減額となります。それから架空ルートから地下ルートへの変更で、架空ルート、架空ケーブル新設約 8 キロメートルの減となりまして、工事費用が当初計画額 4,880 万円から 4,050 万円になると見込まれまして、830 万円の減額となります。また、この地下化に伴って、より安価な光ケーブルが使用できまして材料費 4,960 万円が 4,390 万円となりまして、570 万円の減額となります。その他、これらの変更によりまして材料費 3,350 万円が 2,640 万円となりまして、710 万円の減額となります。加えまして工事費、材料費の減額に伴いまして、工事安全対策費、機械損料、運搬費などの諸経費及び調査設計費など 1,893 万円が減額となるものでございます。以上が変更契約の内容でございます。以上でございます。

議長（佐藤文昭君） 12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 工事の総延長距離、地域別だと一番いいんですが、それは分かりましたらお願いします。

議長（佐藤文昭君） 企画情報課長。

企画情報課長（齋藤均君） お答えします。ケーブルの総延長は約 85 キロメートルになります。

議長（佐藤文昭君） 次に、5番竹内賢議員。

5番（竹内賢君） 今、減額内容については伺いましたが、この減額した場合のいわゆる変更契約後の財源内訳を伺いたと思います。

議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

総務部長（齋藤隆一君） お答えをいたします。工事請負変更契約締結後の財源内訳についてでございますが、当初の契約では2億6,880万円の契約金額で、財源内訳につきましては竹内議員がこの議案の質疑に記されているとおりでございます。変更後につきましては契約金額2億281万1,700円で、内訳につきましては国の交付金6,760万3,000円、公共投資臨時交付金1億3,114万2,000円、合併特例債380万円、一般財源が22万6,700円という内容になりまして、ほとんどが国の交付金で賄えることとなります。以上でございます。

議長（佐藤文昭君） 次に、2番鈴木敏男議員。

2番（鈴木敏男君） なかなか工事の内容等、自分としてはつかめなかったものですから一応通告をさせていただきましたけれども、当局の説明もございましたし、それからただいまの竹内議員と、それから村上議員の質問に対しての答弁でも十分把握できましたので、答弁につきましては必要といたしません。以上でございます。

議長（佐藤文昭君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第86号の質疑を終わります。

これから各議案に対する討論、採決を行います。

始めに、議案第80号教育委員会委員の任命についての討論、採決を行います。

議案第80号は人事案件です。本案は申し合わせにより討論を省略して、直ちに採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

【議場閉鎖】

議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員数は18人です。

立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に、14番菊地衛議員、15番池田甚一議員、17番池田好隆議員を指名します。

投票用紙を配布する前に、念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票で賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第125条第2項の規定によって「反対」とみなします。

投票用紙を配布します。

【投票用紙配布】

議長（佐藤文昭君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

議長（佐藤文昭君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

【点呼に応じ各員投票】

議長（佐藤文昭君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

次に、開票を行います。14 番菊地衛議員、15 番池田甚一議員、17 番池田好隆議員は、開票の立ち会いをお願いします。

【立会人菊地衛君、池田甚一君、池田好隆君、立ち会いの上、開票】

議長（佐藤文昭君） 投票の結果を報告します。

投票総数 18 票、そのうち有効投票 18 票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、賛成 13 票、反対 5 票。以上のおり賛成が多数です。したがって、議案第 80 号教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

【議場開鎖】

議長（佐藤文昭君） 次に、議案第 81 号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 81 号についての討論を終わります。

これから議案第 81 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（佐藤文昭君） 起立多数です。したがって、議案第 81 号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のおり可決されました。

次に、議案第 82 号にかほ市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 82 号についての討論を終わります。

これから議案第 82 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（佐藤文昭君） 起立多数です。したがって、議案第 82 号にかほ市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のおり可決されました。

次に、議案第 83 号にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 83 号についての討論を終わります。

これから議案第 83 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（佐藤文昭君） 起立多数です。したがって、議案第 83 号にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 84 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

12 番（村上次郎君） 議案第 84 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、反対します。

今回、期末手当、勤勉手当を 0.2 ヶ月分減らす、給与は 0.1%、55 歳以上の職員は定率 1%減額と、このように条例として出されています。当然、国、県の人事院あるいは人事委員会勧告、これを参考にしているというふうに言われておりますけれども、主査級の 40 歳、配偶者、それから子供 2 人の場合、今回の改定では 7 万 1,210 円の減額というふうにされております。これは前年度の場合、同じ平均年齢、去年の場合 42 歳ということで、これも主査級、配偶者及び子供 2 人で 13 万 1,569 円の減額と、こういうことでした。大変な状況です。

今回、人事院あるいは県の人事委員会のマイナス勧告は、国家公務員と、この地方公務員がもろに影響を受けるだけではなく、これらの準拠している民間の企業など広範な労働者に影響していきます。これまでも公務員の手当や給料が下がったから民間も下げる、今度は民間が低いから公務員もと、これの繰り返しで、引き下げの悪循環を続けてきました。そして物を買えない、売れないで、地元の商店も大変です。地域経済が悪影響を受け、そうでなくても冷え込んでいる内需への悪影響がさらに強くなることが一層懸念されます。

今回の改悪で、若い人に気の毒だ、働く意欲がそがれる、お金がかかる時期の年配者の手当などが減らされるのも大変だ、ローンを組んでいる人も困っているなどの声が聞こえてきています。これまでの人事院勧告では、先ほどの質疑では過去にさかのぼってということで 2006 年、平成 18 年度から試算を出して出しておりますけれども、見てみますと、2000 年、平成 11 年から引き下げが始まっております。小泉構造内閣ということで続けてきたわけですが、2000 年、平成 11 年から 3 年間は月例給は 0.数%の引き上げですが、ボーナスを下げてきています。ボーナスを引き上げ、勧告のなかったというのがこの 12 年間で 3 回だけです。そしてボーナスの場合、平成 11 年は 4.95 ヶ月ありました。これが今では、去年まで 4.15 で 4 ヶ月を何とか保持してきましたけれども、今年は

3.95 ヲ月と、このように下がってきております。大変な状態です。民間が低いから、それに公務員も準じる勧告だというふうにしていますけれども、民間はどうなっているでしょうか。

同じく国民の賃金を12年間にわたって見てみますと、やっぱり下がり続けています。民間給与は1997年の平均467万円だったのが、2009年には406万円へと12年間で61万円も年収が落ちていきます。月収にすると5万円の減です。どうしてかという、この間、正規から非正規雇用への切り替え、リストラをどんどんやる、その中でこれだけ賃金下がってきているのです。このような国は、ほかにはありません。これがデフレを生み、円高を促進してきています。一方では、大企業は内部留保というため込み金を1年間だけで233兆円から244兆円に11兆円も積み増し、手元資金が52兆円と空前の金余りの状態になっています。このため込み金を設備投資、雇用等に回し、お金が循環するようにすることが必要だというふうに思われますが、なかなかそういうふうにはなっていません。

最低賃金も問題があります。最低賃金法では、生活保護費の水準を下回る逆転現象を解消するようにと定めていますが、秋田県は最低賃金のほうが生活保護費よりも低かったんです。それで本年645円としましたけれども、ようやく生活保護費の水準を下回る逆転現象を解消したと、このような実態があります。最低賃金は全国どこでも1,000円というふうな要求などもありますが、現実にはるかに遠い状況というふうになっております。

人事院あるいは人事委員会は、国家公務員、公務員の給料が低く出るように、その比較水準を100人以上の事業所を50人からに改めたり、そして民間よりももっとも下がるように、民間は公務員を見て下がるようにと、このような状況は続けることを許されるものではないと、働く人を粗末にしているというふうに言っているのではないかと思います。

今回の国や県に準じて市職員の給料、期末手当、勤勉手当を減らす、さらに55歳を超える職員の給料を減らすなど、今回の条例改正には反対であることを表明します。もちろん提出する当局もこれでいいというふうではないと思いますけれども、しかし、このままでは困るのではないかとということで反対討論とします。

議長（佐藤文昭君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議案第84号についての討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（佐藤文昭君） 起立多数です。したがって、議案第84号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 85 号にかほ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 85 号についての討論を終わります。

これから議案第 85 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議案第 85 号にかほ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 86 号工事請負変更契約の締結についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 86 号についての討論を終わります。

これから議案第 86 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議案第 86 号工事請負変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第 10、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第 43 条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成 22 年第 7 回にかほ市議会臨時会を閉会します。

どうも大変御苦労さまでした。

午前 11 時 28 分 閉 会